

## 参考様式第5-1号

田産振第9-3号  
令和7年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野畠村長 佐々木 靖

市町村名 (市町村コード)	田野畠村 ( 484 )
地域名 (地域内農業集落名)	北山 ( 久春内、北山、机 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

野菜生産を行う認定農業者1法人が当地域の中心経営体となっている。  
小規模農家が多く、高齢化に伴い休耕地が増加している。  
農地が点在しており、今後、農地の維持管理が難しくなることが見込まれる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

野菜生産を中心として、中心経営体への農地の集約及び機械等導入を進める。  
小規模農家については現状維持を図り、耕作不能となった農地は集約を推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構の活用による認定農業者や担い手への農地集積を推進する

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用した農地の集積を推進する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

—

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAなどの関係機関との連携により、認定農業者の担い手確保や新規就農者の獲得などに取り組む。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】